

## 実務対応報告公開草案第 55 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の 会計処理に関する当面の取扱い（案）」等に対する意見

2018 年 7 月 30 日

日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました実務対応報告公開草案第 55 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」等（以下「本公開草案」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

### 質問 1

在外子会社等において、IFRS 第 9 号「金融商品」を適用し、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整を修正項目とする提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

#### 【意見】

##### (1) 適用する減損の定めに関する継続性についての明確化

在外子会社等が保有する資本性金融商品について減損処理の検討を行うに当たっては、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の定め、又は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）の定めに従うこととされている。いずれかを当初選択した後は、選択した定めを継続適用することが想定されていると理解しているが、そうであれば、その旨を明確化することが望ましい。

##### (理由)

いずれかの定めを選択した後、適用する減損の定めを変更するケースが考えられるのかどうか、実務において首尾一貫した適用がなされるようにする必要がある。

##### (2) IAS 第 39 号の減損の定めに関する明確化

本公開草案の脚注 3 において、「国際財務報告基準第 9 号「金融商品」の公表により、国際会計基準第 39 号「金融商品：認識及び測定」における金融資産の減損の定めは削除されている。」と説明されている。当該説明に代えて、IAS 第 39 号の減損の定めを具体的に記載することが望ましい。

##### (理由)

子会社の会計処理を修正するに当たり、既に削除された IAS 第 39 号の減損の定めを適用していくのであれば、当該定めを具体的に記載して周知させる必要がある。企

業会計基準委員会による修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」においてはIAS第39号の定めを具体的に記載している箇所もあることから、同様の方法を検討してもよいと考えられる。また、本公開草案の脚注3の説明は事実であるものの、子会社の会計処理を修正するに当たり、IAS第39号の減損の定めに従うことが事実上認められないという誤解を招くことも考えられる。

(参考：本公開草案より抜粋)

(5) 資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合の組替調整[設例5]

在外子会社等において、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合には、当該資本性金融商品の売却を行ったときに、連結決算手続上、取得原価と売却価額との差額を当期の損益として計上するよう修正する。また、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の定め又は国際会計基準第39号「金融商品：認識及び測定」の定め<sup>3</sup>に従って減損処理の検討を行い、減損処理が必要と判断される場合には、連結決算手続上、評価差額を当期の損失として計上するよう修正する。

<sup>3</sup> 国際財務報告基準第9号「金融商品」の公表により、国際会計基準第39号「金融商品：認識及び測定」における金融資産の減損の定めは削除されている。

## 質問2

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意見】

特になし。

以 上